

各位

全7ページ  
登録速報(2019-147)  
2019年 6月27日  
クミアイ化学工業株式会社  
企画普及部普及課

## 登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2019年 6月27日

## 記

### 1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号 第9576号

名称 クミアイスミチオン乳剤

### 2. 適用病害虫の範囲又は使用方法の変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更し、別紙【変更後】のとおりとする。

- ・作物名「豆類(種実、ただし、だいず、あずき、いんげんまめ、えんどうまめ、そらまめを除く)」を「豆類(種実、ただし、だいず、あずき、いんげんまめ、そらまめを除く)」に変更し、作物名「えんどうまめ」を削除する。
- ・作物名「ねぎ」の使用時期「収穫21日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。
- ・作物名「トマト」の使用時期「収穫開始14日前まで」を「収穫前日まで」に変更する。
- ・作物名「なす」の使用時期「収穫3日前まで」を「収穫前日まで」に変更する。
- ・作物名「いちご(露地栽培)」を「いちご」、使用時期「収穫21日前まで」を「収穫前日まで」に変更する。
- ・作物名「なつみかん」を「かんきつ(みかんを除く)」、使用時期「収穫21日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。
- ・作物名「大粒種ぶどう」の使用時期「収穫30日前まで」を「収穫21日前まで」に変更する。
- ・作物名「おうとう」の使用時期「収穫21日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。
- ・作物名「かき」の使用時期「収穫45日前まで」を「収穫30日前まで」に変更する。
- ・作物名「だいず」に使用方法「空中散布」を追加する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容  
農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」のうち、8)、12)、13)、14)、17) を変更、25) を追加し  
て項番号を整理、語句の修正をし、別紙【変更後】のとおりとする。

【変更前】

- 8) クワゾウムシに対しては成虫が桑樹に集まる4月下旬から6月頃に散布すること。成虫の活動は長期間にわたるので発生状況に応じて追加散布すること。なお、蚕に対して毒性があるので給桑予定している桑には使用しないこと。
- 12) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
- ① 散布薬液の飛散によって他の動植物（特にあぶらな科作物、桑、さといも、ソルゴ等の農作物、養蚕、養蜂）に影響を与えないよう散布区域の選定に注意すること。
  - ② 水源池、飲料用水、養殖池等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
- 13) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合はさらに次の注意を守ること。
- ① 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
  - ② 少量散布（8倍液）の散布には、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
  - ③ 無人航空機による散布にあつては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
  - ④ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ⑤ 特定の農薬（混用可能が確認されているもの）を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
  - ⑥ 散布終了後は次の事項を守ること。
    - (a) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
    - (b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃棄液は安全な場所に処理すること。
- 14) 本剤を希釈倍数250倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の地上液剤散布装置を利用すること。
- 17) あぶらな科作物には薬害を生ずるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。

【変更後】

- 8) クワゾウムシに対しては成虫が桑樹に集まる4月下旬から6月頃に散布すること。成虫の活動は長期間にわたるので発生状況に応じて追加散布すること。
- 12) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
- ① 水源池、飲料用水等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
  - ② 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
  - ③ 少量散布（8倍液）の散布には、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
  - ④ 無人航空機による散布にあつては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
  - ⑤ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ⑥ 特定の農薬（混用可能が確認されているもの）を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
  - ⑦ 散布終了後は次の事項を守ること。
    - (a) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
    - (b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃棄液は安全な場所に処理すること。
- 13) 本剤を希釈倍数250倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式

地上液剤散布装置を利用すること。

- 16) あぶらな科作物、さといも、ソルゴには薬害を生じるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意してから散布すること。

**【追加】**

- 25) 蚕に対して影響があるので、給桑予定している桑葉にかからないようにすること。

**【項番号の整理】**

現行 14) 以降を繰り下げ、現行 25) を 26)、26) を 24) に変更する。

**【語句の修正】**

「桃」を「もも」、「梨」を「なし」、「恐れ」を「おそれ」、「生ずる」を「生じる」、「避ける」を「さける」、「はじめて」を「初めて」に修正する。

別紙【変更後】

7. 適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEP を含む農薬の総使用回数	
<u>かき</u>	ハマキムシ類 カキノハタムシガ カキノガ フジコナカイガラムシ オウワコナカイガラムシ カメムシ類 イラガ類 アメリカシロヒトリ ミノガ類若齢幼虫	1000倍	200～ 700L/10a	<u>収穫30日前まで</u>	3回以内	散布	3回以内 (樹幹処理は2回以内)	
<u>かんきつ</u> ( <u>みかんを除外</u> )	アブラムシ類	1000～ 2000倍		<u>収穫14日前まで</u>	3回以内		3回以内	3回以内 (樹幹処理は1回以内)
	ハマキムシ類 サンホーゼカイガラムシ アザミウマ類 カメムシ類 カネタキ ミカンツボミタマバエ ケシキスイ類 コアオハナムグリ フラバラゾウムシ コナカイガラムシ類 ミカンキンラムシ	1000倍						
<u>大粒種</u> <u>ぶどう</u>	アブラムシ類 フタテンヒメヨコバイ ブドウスカシバ ブドウトリバ	1000～ 2000倍		<u>収穫21日前まで</u>	2回以内		2回以内	4回以内 (収穫終了後から萌芽までは2回以内、萌芽後は2回以内)
	ハマキムシ類 ブドウトラカミキリ キンケウチブトゾウムシ成虫	1000倍						
	クワコナカイガラムシ	1500倍						
<u>おうとう</u>	アブラムシ類	1000～ 2000倍		<u>収穫14日前まで</u>	2回以内		2回以内 (樹幹処理及び灌漑処理は合計1回以内)	
	ハマキムシ類 ナシグンバイ アメリカシロヒトリ	1000倍						
<u>いちご</u>		2000倍	100～ 300L/10a	<u>収穫前日まで</u>	2回以内	2回以内		
<u>ねぎ</u>	アブラムシ類	1000～ 2000倍		<u>収穫14日前まで</u>				
	アザミウマ類	700～1000倍						
	ネギコガ	1000倍						
<u>トマト</u>	アブラムシ類 オオニジュウヤホシテントウ	2000倍	<u>収穫前日まで</u>	5回以内	5回以内			
<u>なす</u>	アブラムシ類 テントウムシダマシ類	1000～ 2000倍				5回以内		

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEP を含む農薬の総使用回数
<u>だいず</u>	ダイズサヤマハエ シロイチモシマダラメイガ ダイズサヤムシガ カメムシ類 ウコンノメイガ マメシクイガ	8倍	800mL/10a	収穫21日前まで	4回以内	無人航空機による散布	4回以内
	マメシクイガ ダイズサヤマハエ シロイチモシマダラメイガ マヒメサヤムシガ カメムシ類	20倍	3L/10a			<u>空中散布</u>	
	シロイチモシマダラメイガ ダイズサヤマハエ カメムシ類 マヒメサヤムシガ ウコンノメイガ マメハシヨウ	1000倍	100～ 300L/10a			散布	
	アブラムシ類	1000～ 2000倍					
	マメシクイガ	1000～ 1500倍					
<u>豆類</u> ( <u>種実</u> ただし、 <u>だいず</u> 、 <u>あずき</u> 、 <u>いんげんまめ</u> 、 <u>そらまめ</u> を除く)	シロイチモシマダラメイガ ダイズサヤマハエ カメムシ類 マヒメサヤムシガ	1000倍	100～ 300L/10a	収穫30日前まで	4回以内	散布	4回以内
	アブラムシ類	1000～ 2000倍					
	マメシクイガ	1000～ 1500倍					
<u>えんどうまめ</u>	<del>シロイチモシマダラメイガ ダイズサヤマハエ カメムシ類 マヒメサヤムシガ</del>	<del>1000倍</del>	100～ 300L/10a	収穫30日前まで	4回以内	散布	4回以内
	<del>アブラムシ類</del>	<del>1000～ 2000倍</del>					
	<del>マメシクイガ</del>	<del>1000～ 1500倍</del>					

## 8. 使用上の注意事項

- 1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 2) ボルドー液と混用する場合は散布直前に行き、できるだけ早く使用すること。ただし、その他のアルカリ性の強い農薬との混用はさけること。
- 3) ももの初期散布（5～6月）には薬害のでることがあるので注意すること。
- 4) 稲（箱育苗）のイネシンガレセンチュウに使用する場合は下記の事項に注意すること。
  - ①発芽期～緑化期の使用は薬害を生じるおそれがあるのでさけること。
  - ②軟弱徒長苗、ムレ苗などの場合は薬害を生じるおそれがあるので使用しないこと。
  - ③土壌が極端に湿潤な場合は使用しないこと。
- 5) イネシンガレセンチュウの本田における防除に使用する場合、散布適期は出穂の頃であるので時期を失しないように散布すること。なお効果を高めるためには出穂始めとその1週間後の2回散布が望ましい。
- 6) 水稻種子の吹き付け処理の場合は、専用の種子消毒機を使用し、乾燥種籾に均一に付着するよう所定薬液を吹き付けて乾燥すること。なお処理後、長期間保存する場合には、薬液処理を行ったことを明記し、まちがいのないようにすること。
- 7) 本剤を本田の水稻に対して希釈倍数300倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を使用すること。
- 8) クワゾウムシに対しては成虫が桑樹に集まる4月下旬から6月頃に散布すること。成虫の活動は長期間にわたるので発生状況に応じて追加散布すること。
- 9) かきのミノガ類に使用する場合、幼虫が大きくなると効果が劣るので若令幼虫期に時期を失しないように散布すること。
- 10) 果樹のカメムシ類に対しては発生に応じて所定使用回数以内で繰返し散布すること。
- 11) 本剤は自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- 12) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
  - ①水源池、飲料用水等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
  - ②散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  - ③少量散布（8倍液）の散布には、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
  - ④無人航空機による散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ⑤散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ⑥特定の農薬（混用可能が確認されているもの）を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
  - ⑦散布終了後は次の事項を守ること。
    - (a) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
    - (b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃棄液は安全な場所に処理すること。
- 13) 本剤を希釈倍数250倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式地上液剤散布装置を利用すること。
- 14) なしの早生赤種、りんごの旭及びその近縁種には薬害のでることがあるので使用はさけること。
- 15) 宿根かすみそうに使用する場合、開花期には薬害を生じることがあるので、この時期の使用はさけること。
- 16) あぶらな科作物、さといも、ソルゴには薬害を生じるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意してから散布すること。

- 17) ひのきに対しては個体によって落葉、枯損にいたるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。
- 18) ほうれんそうに使用する場合、幼苗期には薬害を生ずるおそれがあるので注意すること。
- 19) 牧草地に散布した場合は、散布直後の放牧はさけること。
- 20) まめ科牧草のアルファルファゾウムシに使用の場合は、幼虫発生期～成虫発生初期に散布すること。  
なお、防除適期等については病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 21) かんきつのみかんツボミタマバエ防除に使用の場合は、成虫の発生初期に樹冠部及び主幹部を中心とした樹の内部、樹冠下の地表面に散布するのが効果的である。
- 22) 芝のコガネムシ類幼虫に使用の場合は、散布液が土壤中に十分しみ込むようジョロ等で1㎡当り3Lを散布すること。
- 23) フラーパラゾウムシ及びミカンキジラミに使用の場合は、植物防疫（事務）所、病虫害防除所等関係機関の指導のもとに実施すること。
- 24) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
  - ①ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
  - ②受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の果樹園等では使用をさけること。
  - ③関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農業使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 25) 蚕に対して影響があるので、給桑予定している桑葉にかからないようにすること。
- 26) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用の場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。  
なお、普及指導センター、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上